

グリーンコープ共同体  
代表理事 熊野千恵美 様

2017年11月14日

福島民友新聞社

代表取締役社長 五河弘幸



貴団体が、2017年10月25日付で弊社に対して「必要な措置を講じる」よう求めた文書について、下記のようにご回答いたします。

### 記

弊紙記事は、貴団体が発行したカタログ22号において「東日本大震災復興応援企画」と銘打ちながら、震災被害が大きい東北沿岸の岩手、宮城、福島の3県のうち、福島県産品のみが含まれていなかつた事実を報じたものです。

上述した通り、東日本大震災では岩手、宮城、福島の3県の被害が大きく、特に福島県は震災被害に加え、東京電力福島第一原発事故に伴う放射能汚染の風評被害に苦しんでおり、原発事故からの復興に特化した福島復興再生特別措置法に基づき、国を挙げた風評の払拭が求められているのも周知の通りです。

復興庁設置法に基づき、地方機関の復興局が、岩手、宮城、福島の3県に置かれたことからも分かるように、国の復興政策でこの被災3県の復興の進展が求められているのは、誰もが認識しているところです。そして、さまざまな誤解に基づく風評が国内外に根強く残るなかで、そのまま固定されることは何としても避けなければならないとの思いは、今や福島県全体の切実たる願いとなっています。

ですから、「東日本大震災復興応援企画」と銘打ったカタログに、最も深刻な風評被害を受けている福島県産品が入っていないければ、「なぜ」一との疑問を抱き、「せめて平等な取り扱いを」と望み、福島県が外れていたことを非常に残念に思う福島県民は少なくありません。貴団体は、昨年のカタログでも「東日本大震災復興応援」と銘打ちながら、福島県産品を記載しなかつた経緯があり、今回のカタログ22号の記載についても、風評対策に全力で当たってきた農業者をはじめ生産者や流通関係者、また県内業者の紹介を貴団体に提案した福島県の県産品振興戦略課など関係機関の落胆は大きなものがありました。

弊紙は一貫して風評払拭の必要を報じ、表面化した問題点については一つ一つ声を上げて指摘していくことが福島県民のためになると考えています。今回のカタログ22号に関する記事は、貴団体の復興応援の取り組みを否定したものではなく、「東日本大震災復興応援企画」というながら東北被災3県のうち福島県産品だけが外されている事実を取り上げたものです。貴

団体が文書で主張されるような「誤報」には当たらないと考えます。したがいまして、ご請求・ご要請の「報道の訂正」や、誤報や名誉毀損を前提とした「反論の機会の提供」には応じかねます。

福島県が直面する「険しい現実」は、依然として続いています。

重ねて申し上げます。福島県は震災自体の被害に加えて、東京電力福島第一原発事故の重荷を背負っており、東日本大震災の被災地の中で復興が最も遅れています。

貴団体も2017年10月25日付文書の17ページで言及されたように、福島県には「まだ復興には道のりが険しい現実」があるのは、その通りです。コメの全袋検査など福島県産の農産物は放射線に対する厳しいチェックが続けられていますが、生産者の苦悩は依然として拭えず、原発事故の被害者である福島県民や福島県産品が不当に差別される「風評被害」という難題の解決に向け、福島県を挙げた取り組みが進められているところです。

弊紙としましては、今後も風評の払拭に向けた報道に努めていく所存です。何とぞご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

以上